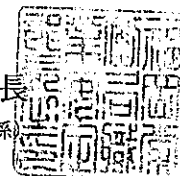


福岡労安発 1210 第 1 号
平成 26 年 12 月 10 日

一般社団法人 小郡三井医師会 御中

福岡労働局職業安定部長
(需給調整事業課需給調整第 1 係)



医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る問題を
防止するための取組に関する周知について

平素から職業安定行政の運営につきましてはご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ここ数年、医師・看護師などの医療従事者の採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じています。このような問題を未然に防ぐために、この度、事業者を選ぶ時や利用する時に注意することについてのチェックポイントをまとめたリーフレットが、別添のとおり作成されました。

つきましては、貴団体の会員様へ広くご周知いただくとともに、相談や問い合わせがある場合は、下記 1 の担当窓口をご案内いただくようご協力をお願いいたします。

なお、リーフレットにつきましては、下記 2 の厚生労働省のホームページにも掲載（福岡労働局のホームページからも閲覧できます。）されておりますのでご活用願います。

記

1 担当窓口

福岡労働局職業安定部需給調整事業課

所在地 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 本館 1 階

Tel 092-434-9711 FAX 092-434-9771

担 当 需給調整第 1 係 ながおか やまさき
永岡・山崎

2 厚生労働省のホームページの URL

<http://www.mhlw.go.jp/>

リーフレット掲載箇所

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyoukuhakenyukiroudoutaisakubu/0000060816.pdf>

※福岡労働局ホームページから閲覧する場合

<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

トップページの新着情報に掲載

平成 26 年 12 月 4 日 医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の
利用に係る問題を防止するための取組について

病院・クリニックなど医療機関や福祉施設の皆さまへ

職業紹介サービス利用の注意点

ここ数年、医師・看護師などの医療従事者の採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐために、事業者を選ぶとき、利用するときに注意することがあります。このリーフレットは、これらのチェックポイント※をまとめたものですので、ぜひご活用ください。

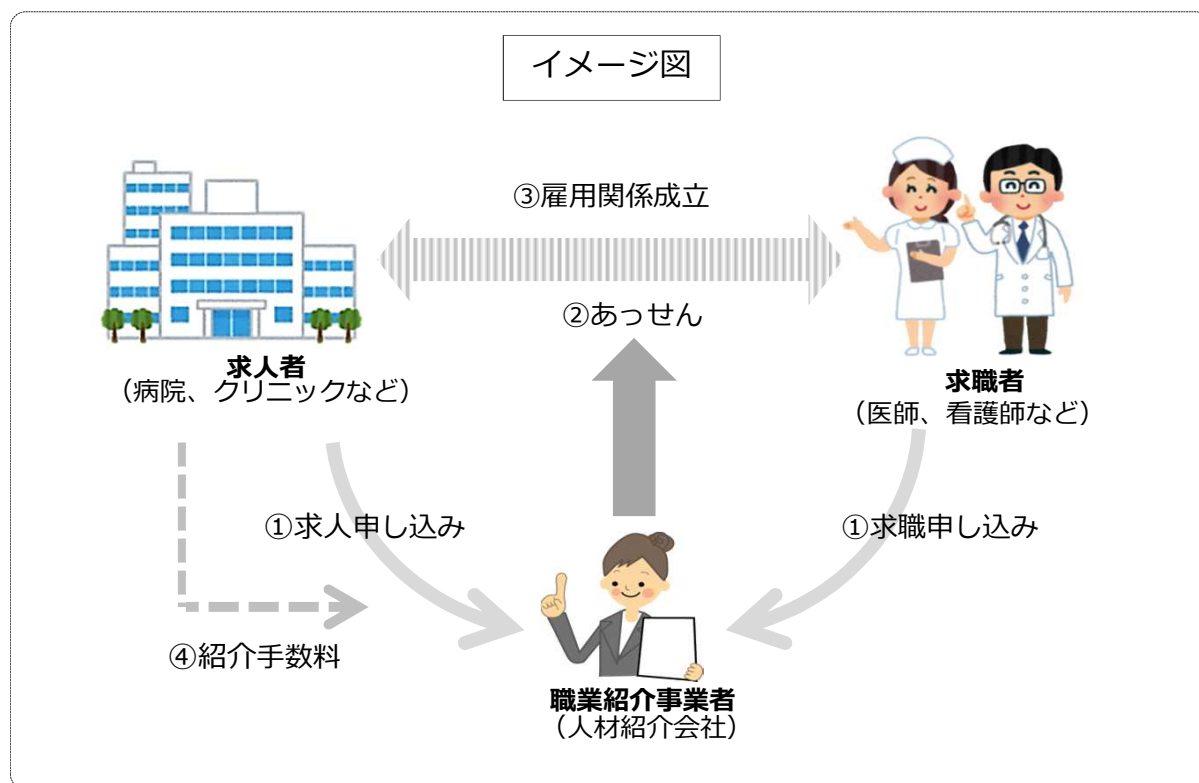
また、都道府県労働局には相談窓口がありますので、あわせてご利用ください。

※ チェックポイントは、あくまで目安ですが、こうした点を事業者にしっかり確認することが、問題の未然防止に役立ちます。事業者の選択・利用は、各自の責任で判断してください。

＜職業紹介サービスとは＞

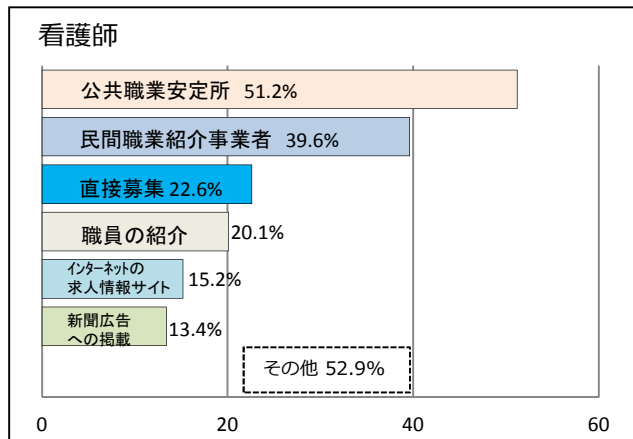
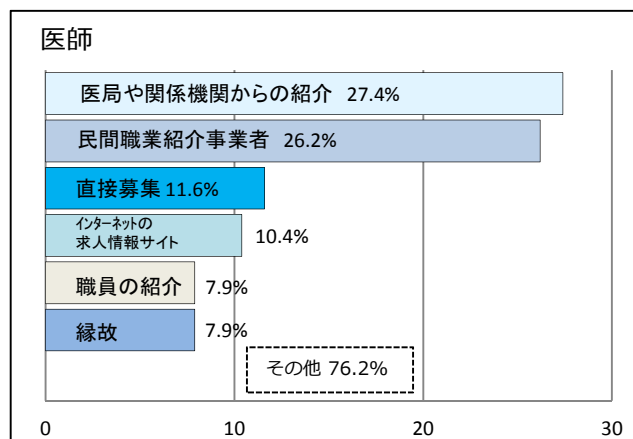
職業紹介とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること」（職業安定法第4条第1項）です。

あっせんを経て雇用関係が成立した場合に、求人者から職業紹介事業者へ手数料を支払うという仕組みが一般的です。



<医師・看護師の採用方法> (上位6位) ※

医師は医局などからの紹介、看護師はハローワークからの紹介が最も多くなっています。
次いで、医師も看護師も民間の職業紹介事業者からの利用が多くなっています。



※ 厚生労働省「職業紹介事業に関するアンケート調査」(平成25年12月実施)で、有効な回答が得られた求人企業852事業所(有効回収率8.5%)のうち、業種は「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所の回答を集計したもの。

サンプル調査であり、網羅的な調査ではないことに留意。詳細な結果は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>

職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント

1. 職業紹介事業者を選ぶとき

① 事業者に関する基本的事項

☒ 職業紹介事業の許可を取っているか

事業者には許可番号を尋ねたり、人材サービス総合サイト(厚生労働省運営※)を使ったりして確認しましょう。

※許可を得ているまたは届出を行っている全ての事業所を掲載しています。

人材サービス総合サイト

検索

☒ 取引実績や評判はどうか

医療機関との取引実績がある場合は直近の実績などを確認し、ない場合はよく情報交換するなど、できる限り情報を集め、事業者を選びましょう。事業者を利用した他の医療機関と互いに情報を交換することも有効です。

☒ 紹介した求職者の定着率はどうか

事業者が、自社が紹介して就職した求職者の定着率を把握している場合には、その水準を確認しましょう。

② 事業者・担当者の姿勢

☒ 求人者のニーズをよく理解しようとしているか

担当者は求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を丁寧に聞き取る姿勢があるか。質問には丁寧に答えてくれるか。

☒ 求人者と密に連絡を取り合っているか

- ・希望すれば担当者が来訪して、対面で説明してくれるか。
- ・担当者が頻繁に変わるようなことがないか。
- ・担当が変わっても担当者間で情報が引き継がれているか。

☒ 求職者のニーズについても十分に把握し、調整に努めているか

- ・担当者は求職者の状況や意向についても十分に把握し、それに適した医療機関に紹介しようとする姿勢があるか。
- ・医療機関と求職者の意向の擦り合わせに努める姿勢があるか。

③事業者のサービス内容

☒求人申込み～就職までのプロセスや平均的な期間

希望すれば求人申込みから就職までのプロセス、手続、平均的な期間などについて、説明してくれるか。

☒紹介手数料、支払方法の明示があるか

紹介手数料表を明示しているか。紹介手数料の支払方法・時期を明示しているか。

(参考) 紹介手数料は原則として事業者が自由に設定できますが、上記の「職業紹介事業に関するアンケート調査」によれば、医師・看護師の紹介手数料は年収の20～30%未満を請求している事例が最も多く（医師66%、看護師45%）、業界全体（全職業）では、年収の20～30%が最も多く（28%）なっています。

☒早期離職の際の紹介手数料の返戻ルールがあるか

- ・紹介を受けて就職した求職者が自己都合で早期離職した場合の手数料の減額、返還（返戻制度）がルール化されているか。ある場合は、合理的な内容か。
- ・返戻制度がない場合は、その理由の説明があるか。

(参考) 医師・看護師の職業紹介を扱っている事業者のうち、手数料の返戻制度があると答えた事業者は5割強で、業界全体（全職業）では3割となっています（上記アンケート調査より）。

2. 職業紹介事業者を利用するとき

①求人の希望を伝える

☒必要とする人材の適性や能力を事業者十分に伝える

- ・ミスマッチを防ぐため、どのような人材を採用したいと考えているのか、求める人材の要件（能力、技術、経験年数など）を担当者に具体的に伝えるようにしましょう。
- ・求人に当たっては、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、ミスマッチを防ぐため、求人票などの書面や電子媒体等を作成して労働条件を具体的にし、担当者に交付しましょう。

☒契約内容の確認・検討

紹介手数料、支払方法、返戻制度の規定

- ・事前に受けた説明と同じ内容か、書面や電子媒体等で十分確認してから契約しましょう。
- ・不明な点や納得できない点は、契約を結ぶ前に必ず担当者に確認しましょう。

②人材の選定

☒納得のいく人材を選定する

人材の選定は事業者任せにせず、入念に面接を行い、求める能力や技術を身に付けているか、職場に順応できそうか、などを十分に確認することが重要です。

☒求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生など、求職者が求める情報について十分に回答することが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。

③採用時～採用後

職業紹介サービスとは直接関係しませんが、採用後の早期離職を防ぐために有効なポイントは次のとおりです。

☒円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

☒職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

<職業紹介サービス利用に関する相談窓口>

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局では、職業紹介サービスの利用についてのご質問やご相談を受け付けています。また、このリーフレットに係るご意見・ご要望も受け付けています。担当課室名は下記のとおりですので、あわせてご利用ください。

労働局名	担当課室名	代表電話番号	労働局名	担当課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業課	011-709-2311	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6303
宮 城	需給調整事業室	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-32-0208
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	職業安定課	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8609	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	職業安定課	055-225-2857	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛 知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖 縄	職業安定課	098-868-1655
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			